

広告等の表示及び景品類の提供に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、正会員が行う広告等の表示及び景品類の提供に関し、その表示、方法及び遵守すべき事項等を定めることにより、広告等の表示及び景品類の提供の適正化を図り、もって投資者の保護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 広告等の表示

電子記録移転権利等の売買その他の取引等（定款第3条第4号に規定するものをいう。）の内容について金融商品取引法（以下「金商法」という。）第37条に規定する広告及び金融商品取引業等に関する内閣府令第72条に規定する行為（以下「広告等」という。）により行う表示をいう。

2 景品類

「不当景品類及び不当表示防止法第2条の規定により景品類及び表示を指定する件」（昭和37年公正取引委員会告示第3号、その後の改正等を含む。）第1項に規定する経済上の利益をいう。

(基本原則)

第3条 正会員は、広告等の表示を行うときは、投資者保護の精神に則り、取引の信義則を遵守し、品位の保持を図るとともに、的確な情報提供及び明瞭かつ正確に表示を行うよう努めなければならない。

2 正会員は、景品類の提供を行うときは、取引の信義則を遵守し、品位の保持を図るとともに、その適正な提供に努めなければならない。

(禁止行為)

第4条 正会員は、次の各号の一に該当し又は該当するおそれのある広告等の表示を行ってはならない。

1 取引の信義則に反するもの

2 正会員としての品位を損なうもの

3 金商法その他の法令等に違反する表示のあるもの

4 脱法行為を示唆する表示のあるもの

5 投資者の投資判断を誤らせる表示のあるもの

6 正会員間の公正な競争を妨げるもの

7 恣意的又は過度に主観的な表示のあるもの

8 判断、評価等が入る場合において、その根拠を明示しないもの

2 正会員は、顧客に対して景品類の提供を行うときは、不当景品類及び不当表示防止法その他の法令等に違反する又はそのおそれのある景品類の提供を行ってはならない。

3 正会員は、第1項の規定に違反する広告等の表示又は前項の規定に違反する景品類の提供を、直接的であるか間接的であるかを問わず第三者に行わせてはならない。

(正会員の内部審査等)

第5条 正会員は、広告等の表示又は景品類の提供を行うときは、広告等の表示又は景品類の提供の審査を行う担当者（以下「広告審査担当者」という。）を任命し、第4条の規定に違反する事実

がないかどうかを広告審査担当者に審査させなければならない。ただし、特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。）に対する広告等の表示については、この限りでない。

- 2 正会員は、法令等に定める広告等の規制に関する十分な知識及び経験を有する者を広告審査担当者として任命しなければならない。

（社内管理体制の整備）

第6条 正会員は、広告等の表示及び景品類の提供の適正化を図るため、広告等の表示及び景品類の提供に係る審査体制、審査基準及び保管体制に関する社内規則を制定し、これを役職員に周知し、その遵守を徹底させるものとする。

（違反に対する調査）

第7条 本協会は、正会員及びその従業員が行った広告等の表示又は景品類の提供が第3条又は第4条の規定に違反し又は違反するおそれがあると認めるときは、当該正会員に資料の提出を求め、事情を聴取することができる。

- 2 正会員は、前項に規定する資料提出の請求又は事情の聴取に応じなければならない。

（広告等に関するガイドライン）

第8条 本規則に定める事項のほか、正会員が行う広告等の表示及び景品類の提供に関し必要な事項は、「広告等に関するガイドライン」に定めるところによるものとする。

附 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。